



じげん
ZIGEXN OVER the DIMENSION

第14期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■ 事業報告

1. 主要な事業内容
2. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況
3. 主要な借入先及び借入額
4. 財産及び損益の状況
5. 株式に関する事項
6. 新株予約権に関する事項
7. 社外役員に関する事項
8. 会計監査人に関する事項
9. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
10. 株式会社の支配に関する基本方針

■ 連結計算書類 連結注記表

■ 計算書類 株主資本等変動計算書

■ 計算書類 個別注記表

（ご参考）社外役員独立性基準

株式会社じげん

本内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ir.zigexn.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

事業報告

1. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループはライフメディアプラットフォーム事業を主な事業としております。

2. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2020年3月31日現在）

（1）主要な営業所

① 当社

本社（東京都港区）

② 主要な子会社の営業所

株式会社リジョブ（東京都豊島区）

株式会社三光アド（愛知県名古屋市中区）

株式会社アップルワールド（東京都文京区）

（2）使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

会 社 の 名 称	従 業 員 数（名）
当 社	140 [20]
株 式 会 社 リ ジ ョ ブ	106 [75]
株 式 会 社 ブ レ イ ン ・ ラ ボ	52 [1]
株 式 会 社 ア ッ プ ル ワ ー ル ド	39 [4]
株 式 会 社 三 光 ア ド	37 [16]
株 式 会 社 に じ げ ん	8 [7]
そ の 他	83 [36]
合 計	465 [159]

（注）使用人数は従業員数であり、正社員の他、契約社員を含み、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数（名）	前期末比増減（名）	平 均 年 齢（歳）	平均勤続年数（年）
140 [20]	10 [1]	34.27	2.27

（注）使用人数は従業員数であり、正社員の他、契約社員を含み、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

3. 主要な借入先及び借入額（2020年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,015百万円
株式会社三菱UFJ銀行	38百万円

4. 財産及び損益の状況

（1）企業集団の財産及び損益の状況

区 分	日本基準
	第 11 期
売 上 高（百万円）	7,557
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,284
1株当たり当期純利益（円）	12.20
純 資 産（百万円）	6,281
総 資 産（百万円）	13,687

区 分	IFRS			
	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期
売 上 収 益（百万円）	7,534	10,267	12,854	13,199
親会社の所有者に帰属する当期利益（百万円）	1,473	2,170	2,811	2,669
基本的1株当たり当期利益（円）	14.00	19.69	25.23	24.02
資 本 合 計（百万円）	6,596	11,378	13,802	16,264
資 産 合 計（百万円）	14,116	18,378	20,047	22,406

（注1） 第12期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第11期のIFRSに準拠した数値を記載しております。

（注2） 当社は2018年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期
売 上 高 (百万円)	3,419	3,822	4,872	3,860
当 期 純 利 益 (百万円)	467	522	1,521	2,273
1株当たり当期純利益 (円)	4.44	4.74	13.65	20.46
純 資 産 (百万円)	4,716	7,840	8,974	11,047
総 資 産 (百万円)	10,621	12,016	14,346	15,169

(注) 当社は2018年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	200,000,000株
(2) 発行済株式の総数	111,700,000株
(3) 株主数	17,069名
(4) 大株主の状況	

株 主 名	所 有 数	持 株 比 率
株式会社じょうげん	50,050,000株	45.04%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,335,300株	6.60%
平尾 丈	5,324,000株	4.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,242,800株	3.81%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,020,600株	3.61%
GOVERNMENT OF NORWAY	2,883,300株	2.59%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,351,700株	1.21%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	985,600株	0.88%
JP MORGAN CHASE BANK 385151	957,702株	0.86%
上田八木短資株式会社	904,100株	0.81%

(注) 持株比率は、自己株式(577,290株)を控除して計算しております。

6. 新株予約権に関する事項（2020年3月31日現在）

（1）当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

	2016年第7回新株予約権
新株予約権の数	812個
株式の種類及び付与数（注1）	普通株式 162,400株
新株予約権の発行価額	1,782円
新株予約権の行使価額	339円
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2021年12月31日
保有状況	〔取締役（社外取締役を除く）〕 保有者数（注2） 1名

（注1） 2018年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行いました。株式の付与数は、分割後の株式数に換算して記載しております。

（注2） 第7回新株予約権に関して、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

	2019年第8回新株予約権
新株予約権の数	2,200個
株式の種類及び付与数	普通株式 220,000株
新株予約権の発行価額	200円
新株予約権の行使価額	547円
権利行使期間	自 2024年5月15日 至 2025年5月14日
保有状況	〔取締役（社外取締役を除く）〕 保有者数 2名

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	2019 年 第 8 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 数	3,700個
株 式 の 種 類 及 び 付 与 数	普通株式 370,000株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	200円
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	547円
権 利 行 使 期 間	自 2024年5月15日 至 2025年5月14日
交 付 状 況	〔当社使用人〕 交付者数 2 名 〔子会社の役員〕 交付者数 3 名

7. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

・取締役須藤実和氏は、株式会社プラネットプラン代表取締役、株式会社エー・ディー・ワークス社外取締役（監査等委員）、公益財団法人日本バレーボール協会理事、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授及び株式会社アシックス社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役尾上正二氏は、株式会社リジョブ、株式会社三光アド、株式会社BizMo、株式会社アップルワールド、株式会社にじげん、株式会社ブレイン・ラボ及び株式会社アイアンドシー・クルーズの監査役であります。それらの会社は当社の子会社であります。

・監査役宮崎隆氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役和田健吾氏は、株式会社エイ・アイ・パートナーズ代表取締役及びアルー株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	須 藤 実 和	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全16回出席し、公認会計士としての専門的見地並びに企業・ビジネスの研究活動及び経営コンサルティング活動の豊富な見識を踏まえ、当社において中立かつ客観的観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	尾 上 正 二	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全16回出席、また監査役会14回のうち全14回出席し、過去の経験や実績に基づく見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	宮 崎 隆	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全16回出席、また監査役会14回のうち全14回出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	和 田 健 吾	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全16回出席、また監査役会14回のうち全14回出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

8. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	43百万円

(注1) 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められた場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性などにおいて問題があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とする事を監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しております。

9. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 内部統制システム構築の基本方針

① 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動する。取締役自らが率先垂範し、繰り返し情報発信することにより周知徹底を図る。
- (ii) 当社の各子会社は、その規模及び業態等に応じて、当社に準ずる取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築する。
- (iii) 当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備・推進するため、取締役会の下部組織として代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し定期的に開催する。委員長は、コンプライアンスの基本的な方針及び制度の導入を統括し、コンプライアンス実施責任者として管理部門管掌取締役又は執行役員が方針展開、計画管理、制度導入、教育、評価、日常管理及び危機管理を管掌する。
- (iv) 「内部通報規程」を定め、当社の業務に従事する者からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるほか、当社子会社については、その規模や各国等の法令等に応じて、適切な内部通報制度の整備を行う。
- (v) 社会秩序及び健全な企業活動に脅威を与える反社会勢力及び団体に対しては、警察当局、弁護士等と連携し、断固とした姿勢で組織的に対応する。
- (vi) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め取締役の職務執行を監査する。
- (vii) 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査担当部門が当社及び当社の子会社の内部監査を実施する。
- (viii) 内部監査担当部門は、内部統制システムの整備、運用状況を監査し、業務の適正性及びシステムの有効性について代表取締役に報告する。又、内部統制システムの維持、向上を目的とし、改善施策の指示、提案を各部署に行う。

② 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 原則として毎月1回取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務に基づき、経営に関する重要事項について迅速な決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。
- (ii) 当社子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けるほか当社グループの事業戦略についての討議機関として当社及び当社子会社の取締役等により構成する会議を原則として

毎週 1 回開催し、経営計画の進捗状況の報告及び戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

- (iii) 職務執行に関する権限及び責任を明確にする。
 - (iv) 取締役による効果的な業務運営を確保するため社内の諸規程を整備し、各職位の権限・責任及び業務の基本的な枠組みを明確にする。
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録、稟議書、契約書及び各帳票類等の重要書類（磁氣的記録を含む。）は、情報管理規程等に従い適切に保存、管理を行う。
 - (ii) 取締役の職務の執行に係る情報は、職務の執行に必要とする者に対して適切に開示する体制をとる。
- ④ 当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- (i) 「危機管理規程」を定め、当社及び当社グループ全体の危機管理を行う。大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社又は当社の各子会社の代表取締役を本部長とし、必要な人員で組織する緊急対策本部を設置する等の対策を講じる。
 - (ii) 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じ、社内諸規程に基づく業務運営を行うことにより、リスク管理を行う体制を構築する。
 - (iii) 経営上重要なリスクについては、必要に応じて、取締役及び使用人は情報共有を図り、迅速かつ的確な対応を行うとともに、代表取締役は取締役会へ報告する。
 - (iv) 関連する法規の制定・改正、当社グループ内及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。
- ⑤ 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制
- (i) 当社は、金融商品取引法及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行なう。又、当社及び当社子会社等は、財務報告の信頼性を確保するため、規模や業態等に応じて会社法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用を行う体制を構築し、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。
 - (ii) 内部監査担当部門は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び改善状況を含む。）を把握、評価し、代表取締役及び監査役に報告する。

- ⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、当社子会社を管理する部署に担当役員を配置し「グループ会社規程」に基づいて管理するほか、必要に応じて当社の取締役及び使用人が子会社の取締役に就くことにより子会社の業務の適正を監視する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を確保するための体制を構築するほか、子会社の規模及び業態等並びに当該国の法令等に照らした適切な業務の適正性を確保するための体制を構築する。
 - (ii) 当社子会社は自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社取締役会に報告し、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については当社取締役会が決定する。
 - (iii) 当社及び当社グループ各子会社間の取引等については法令に従い適切に行うとともに、各子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要するものとする。
 - (iv) 当社内部監査担当部門は、当社グループの業務執行の適正性を確保するために当社子会社等に対し内部監査を実施する。
 - (v) 当社監査役は、子会社取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- ⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社又は当社子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査役又は監査役会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
 - (ii) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
 - (iii) 当社は、監査役へ報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べることができる体制をとる。
 - (ii) 監査役は、内部監査担当部門及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し、連携を図るほか、代表取締役と随時意見交換を行い、監査の実効性を確保する。

- (iii) 監査役が要請した場合は、その職務を補助すべき使用人を配置する。当該使用人は、監査役の指揮命令に基づき当該補助業務を実施するものとし、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の異動、人事考課及び懲戒等については、監査役は意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
- (iv) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に基づいた当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社及び当社の子会社においてコンプライアンス研修を実施し、従業員に対して当社事業に係る法令及び遵守の説明を行っております。また、個人情報保護については当社及び当社子会社の計5社において「プライバシーマーク」を取得しており、最低毎年1回個人情報保護教育を従業員に対し実施しております。
- (ii) 当社及び当社の子会社では、法令の制定及び改定に絶えず注意を払い、経営環境の変化に対応して必要に応じ規程類の見直しを行っております。
- (iii) コーポレートガバナンス・コード原則2-5.及び「内部通報規程」に基づき内部通報制度を設け、従業員の目の付きやすい箇所に内部通報の連絡先を掲示する等により周知を図るとともに、都度開催されるコンプライアンス委員会において内部通報の報告が行われております。

② 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社取締役は毎月1回開催される当社取締役会において、自己の職務の執行状況について報告を行なうほか、重要事項に関しては必要に応じて臨時取締役会を開催して迅速な意思決定に努めております。なお当事業年度においては定例取締役会が12回、臨時取締役会が4回開催されております。
- (ii) 当社代表取締役、事業統括、Division Head及び当社の各子会社の取締役が出席する事業統括会を毎週1回開催し、当社及び各子会社の事業の進捗状況、戦略の共有その他重要事項の報告が行われております。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録等の重要書類は、関係法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

- (ii) 重要書類及び個人情報はその重要度に応じて適切な施錠管理が行われており、関係者以外の閲覧を固く禁じております。

④ 当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社において「危機管理規程」に基づき、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には当社または当社の各子会社の代表取締役を本部長とすることを定めるほか、従業員に対しては緊急事態における上長への迅速な連絡を行う旨の周知徹底を図り、重要度に応じて社外取締役及び社外監査役にも報告を行なう体制を敷いております。

⑤ 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社の各子会社は、関係法令及び証券取引所の規則に対応して、適正かつ適時に財務報告を行なうため、必要に応じて経理人員の補充を行うほか、適切な会計処理を行うため有効性のある内部統制を築き、監査法人による適正な内部統制の評価が行われております。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社は、当社の子会社本店事務所をできる限り当社本店事務所と同じ場所に集中させることにより子会社の業務運営の監視のほか、当社グループ全体の内部統制の強化、及び当社カルチャーの子会社への浸透を図っております。

- (ii) 当社は、海外子会社を含め当社・各子会社間の相互の連絡を密にする努力を行ない、子会社の重要事項に関しては当社が意思決定を行なう運用となっております。また当社取締役又は使用人が子会社の取締役に就くことにより子会社の業務運営の監視、当社とのシナジーの創出、及び戦略の共有化が図られております。

- (iii) 当社監査役は、子会社の取締役会に出席するほか積極的に子会社の業務運営の把握に努め、子会社に対して適正な監査を行っております。

⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社取締役及び内部監査室担当者を始めとする使用人が当社監査役と十分な連携を確保することにより、当社監査役に対し重要事項の共有が行われております。

⑧ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社監査役は、当社及び当社子会社の取締役会への出席のほか、当社代表取締役、事業統括、Division Head及び当社各子会社の取締役が出席する事業統括会に出席し、重要事項の共有を受けるほか、必要に応じて意見を述べております。
- (ii) 当社監査役は、取締役会とは別に社外取締役とともに代表取締役との懇談会を随時開催し、意見交換を行っております。

10. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるといふ基本的な考え方のもと、現時点において特別な買収防衛策及び会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を特に定めておりません。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

株式会社リジョブ、株式会社三光アド、株式会社ブレイン・ラボ、株式会社アップルワールド、株式会社にじげん

なお、株式会社BizMoについては、新規設立に伴い、株式会社アイアンドシー・クルーズについては、株式の取得により連結子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社に含まれることとしております。

また、当社を存続会社、株式会社よじげんを消滅会社とする吸収合併、株式会社ブレイン・ラボを存続会社、マッチングッド株式会社を消滅会社とする吸収合併を行ったため、同社を連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社リザービアの決算日は9月30日ですが、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは金融資産を、当社グループがその金融商品に関する契約

の当事者となった時点で当初認識しています。

金融資産については、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引価格を加算した金額で測定しています。

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しています。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクの著しい増加の有無を評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しています。損失評価引当金を減額する事象が発生した場合は、損失評価引当金の戻入額を純損益で認識しています。

②デリバティブ金融商品

デリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に純損益として認識しています。当初認識後は、期末の公正価値で測定し、公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しております。

(2) 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却並びに償却の方法

①有形固定資産

原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用及び資産の原状回復費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 3～15年
- ・工具、器具及び備品 2～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

処分時又は継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産の認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、処分対価と帳簿価額との差額として算定され、純損益として認識しております。

②使用権資産

使用権資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却を行っております。

③のれん

取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却は行わず、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

④無形資産

原価モデルを採用し、無形資産を取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

(i) 企業結合により取得した無形資産

のれんとは区別して認識した顧客関連資産を無形資産として、取得日の公正価値で測定しております。

(ii) ソフトウェア及びその他の無形資産

当社グループは、自社利用のソフトウェアを開発しております。

開発局面における支出については、当社グループが、当該支出を信頼性をもって測定できる能力、無形資産を完成させるための技術上の実行可能性、無形資産を使用又は売却する意図、無形資産を使用又は売却する能力、将来の経済的便益を創出する高い蓋然性及び無形資産の使用又は売却のために必要となる適切な資源の利用可能性を全て有している場合に、無形資産として認識しております。

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウェア 3～5年
- ・商標権 5～10年
- ・顧客関連資産 5～6年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、将来キャッシュ・フローの発生期間に応じた税引前の無リスクの割引率を使用しており、引当対象となる事象発生の不確実性については、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

主な引当金の計上方法は以下のとおりです。

① 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積もり、計上しております。

②販売促進引当金

当社グループは、顧客サイトへの送客数、顧客への人材紹介数を増加させることを目的として、一定の条件を充たしたサービス利用者に対するお祝い金キャンペーンを実施しており、当該キャッシュバックに備えるため将来発生見込額を計上しております。

(4)外貨の換算基準

①機能通貨及び表示通貨

当社グループの各会社がそれぞれの財務諸表を作成する際に、その会社の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートで各会社の機能通貨に換算しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

②外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物為替レート又はそれに近似するレートを用いて換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性項目は、公正価値が決定した日の為替レートで換算しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債の換算及び決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

(5)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

IFRS第16号「リース」

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」(2016年公表、以下、IFRS第16号)を適用しております。IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

リース契約開始時、契約にリースが含まれているか否かについては実務上の便法を選択し、IFRS第16号C3項のIAS第17号「リース」及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとで判断を引き継いでおります。適用開始日以降は、IFRS第16号の規定に基づき判断しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、開始日において使用权資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識

しております。

使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたり規則的に減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の割引現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済額とに配分しております。

適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している追加借入利子率の加重平均は0.35%であります。

また、IAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類していたリースについて、経過措置として認められている以下の便法を適用しております。

- ・適用開始日から12ヶ月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ処理で会計処理しております。
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外しております。
- ・契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合にリース期間を算定する際に、事後的判断を使用しております。

前連結会計年度末においてIAS第17号を適用した解約不能オペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は下記のとおりです。

(単位：百万円)

解約不能オペレーティング・リース契約（2019年3月31日）	663
ファイナンス・リース債務（2019年3月31日）	-
解約可能オペレーティング・リース契約等	84
リース負債（2019年4月1日）	747

この結果、当社グループはIFRS第16号適用開始時において、使用権資産747百万円、リース負債747百万円を認識しております。

なお、営業利益及び当期利益に与える重要な影響はありません。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	225百万円
2. 使用権資産の減価償却累計額	600百万円
3. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	59百万円
その他の金融資産	32百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	111,641,200	58,800	—	111,700,000
合計	111,641,200	58,800	—	111,700,000

(注) 普通株式の発行済株式数の増加58,800株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2019年4月18日 取締役会	普通株式	222	2	2019年 3月31日	2019年 6月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	333	3	2020年 3月31日	2020年 6月15日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、中長期的にわたる企業価値の継続的な向上のために、既存事業の競争力の確保のみならず、新規事業の創出や積極的な事業買収(M&A)に取り組む、中長期の持続的な利益成長を実現するよう努めております。そのため

に、資本管理の方針として、事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持し、及び調達構造の安全性を維持することとしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制（会社法等の一般的な規定を除く）はありません。

（１）財務上のリスク管理方針

当社グループは、事業活動を行う過程において、様々な財務上のリスク（金利リスク、信用リスク、及び流動性リスク）に晒されております。当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク発生要因の根本からの発生を防止し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。

（２）金利リスク管理

当社グループは、事業買収等に必要な資金調達（主に銀行借入）をすることに伴い発生する利息を支払っておりますが、変動金利での借入を行っている場合には、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動リスクに晒されております。また、固定金利での借入を行っている場合には、市場金利の変動による公正価値の変動リスクに晒されております。

当社グループは、これらの資産及び負債から生じる金利変動をモニタリングし、急激な金利変動時には借換を行うなどして金利リスク管理を行っております。

なお、当社グループでは全ての借入金を固定金利とする方針を採用しております。

（３）信用リスク管理

当社グループは、営業債権及びその他の債権並びにその他の金融資産については、取引先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク、すなわち信用リスクに晒されております。当該リスクに対応するために、与信管理の方針に従い、各事業部門における営業担当部署及び経理財務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先から預り金（保証金）を取得するなどの措置を講じることによって保全措置を図っております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、保有する信用補完の金額を考慮しない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

（４）流動性リスク管理

当社グループは、金融機関からの借入をすることにより、事業買収等に使用する資金の調達を行っておりますが、これらの債務の履行が困難となるリ

スク、すなわち流動性リスクに晒されております。当社は、グループ各社の資金需要を適宜把握した上で、月次ベースの資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク管理

為替リスクは、当社グループの機能通貨以外の通貨による取引から生じます。当社グループにおいて、機能通貨以外の通貨による営業債権・営業債務が一部存在しますが、その取引高は多額ではないため、為替の変動リスクは僅少であります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下の通りであります。なお、連結財政状態計算書上において公正価値で測定する金融商品及び公正価値と帳簿価額が近似する金融商品及びリース債務は、次の表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
敷金・保証金	460	462
借入金（注2）	1,053	1,052

(注1) 金融商品の公正価値の算定方法

(敷金・保証金)

敷金・保証金については、償還予定時期を見積もり、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(借入金)

借入金の公正価値は、元利金の合計額を新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、短期間で決済される借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(注2) 1年以内返済予定の長期借入金残高を含んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	146円34銭
基本的1株当たり当期利益	24円02銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行により株主価値を高めるため。

(2) 取得対象株式の種類 普通株式

(3) 取得し得る株式の総数 3,000,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.7%）

(4) 株式の取得価額の総額 10億円（上限）

(5) 取得期間 2020年5月15日～2021年5月14日

(6) 取得方法

① 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け（1,500,000株（上限））

② 東京証券取引所における市場買付け

(7) 自己株式の取得の状況（2020年5月18日（約定日ベース））

① 取得した株式の総数 1,500,000株

② 株式の取得価額の総額 486百万円

③ 取得方法 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

(その他の注記)

企業結合等関係

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社アイアンドシー・クルーズ
(以下、「IACC」という)

事業の内容 リフォーム、エネルギーメディア事業の運営

② 企業結合を行った主な理由

IACCは2013年より運営している「リショップナビ」を始め、リフォーム、エネルギーメディア事業を手掛けており、工務店や塗装会社といった中小規模の法人を中心に約700社の顧客基盤を保有しています。

今後は、当社グループのマッチングテクノロジーを活用して送客力の強化を図り、IACCの更なる業績向上を目指します。また、当社はこれまで、既存領域における送客力強化、顧客基盤拡大に加え、新規領域の拡張により、メディアプラットフォームの価値を拡大してまいりました。IACCの株式取得により、不動産領域における事業成長の加速、法人顧客の商流獲得による積み上げ型収益(ストック収益)の拡充による企業価値向上を目指します。

③取得日

2020年2月3日

④取得企業が被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式の取得

⑤取得した議決権付資本持分の割合

100%

(2)取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

(単位：百万円)

支払対価の公正価値	800
取得資産・引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	113
営業債権及びその他の債権	121
有形固定資産	67
無形資産	62
その他の資産	88
借入金	△215
リース負債	△58
その他の負債	△138
のれん	759
合計	800

のれんは、個別に認識要件を満たさない、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力及び既存事業とのシナジーを反映したものであります。また、当該企業結合に係る取得関連費用として、5百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(3)被取得企業の売上収益及び当期利益

連結損益計算書に計上されている取得日以降の被取得企業の売上収益は167百万円、当期利益は69百万円です。なお、認識されたのれんは、税務上損金算入が見込まれるものではありません。また、上記の当期利益には、支配獲得日に認識した無形資産の償却費などが含まれております。

株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,516	2,116	400	2,516	4,340	4,340
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	—	—	—	—	2,273	2,273
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△222	△222
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	10	10	—	10	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	10	10	—	10	2,051	2,051
当 期 末 残 高	2,526	2,126	400	2,526	6,391	6,391

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△400	8,972	2	8,974
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	—	2,273	—	2,273
剰 余 金 の 配 当	—	△222	—	△222
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	—	20	—	20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	1	1
当 期 変 動 額 合 計	—	2,072	1	2,072
当 期 末 残 高	△400	11,044	3	11,047

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び子会社出資金

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	6年
----	----

工具、器具及び備品	2～10年
-----------	-------

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（主として6年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。なお、当事業年度においては、支給見込額がないため、賞与引当金を計上しておりません。

(3) 販売促進引当金

当社は、顧客サイトへの送客数、顧客への人材紹介数を増加させることを目的として、一定の条件を充たしたサービス利用者に対するお祝い金キャンペーンを実施しており、当該キャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費	定額法（3年）により償却しております。
新株予約権発行費	定額法（3年）により償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

耐用年数の変更

当事業年度において、本社の移転時期を変更したため、本社オフィスに係る建物の耐用年数を見直し、将来にわたり変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微となります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額	141百万円
----------------	--------

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権	104百万円
短期金銭債務	27百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

営業取引による取引高

売上高	100百万円
仕入高	59百万円
販売費及び一般管理費	0百万円
受取配当金	1,643百万円
営業取引以外の取引による取引高	37百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	577,290株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
販売促進引当金	45百万円
資産除去債務	18百万円
前受収益	18百万円
減価償却超過額	16百万円
繰越欠損金	27百万円
その他	8百万円
繰延税金資産合計	132百万円
繰延税金負債	
顧客関連資産	13百万円
資産除去債務に対応する除去費用	7百万円
未収事業税	4百万円
繰延税金負債合計	25百万円
繰延税金資産の純額	107百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	株式会社 リジョブ	所有 直接 100.00	役員の兼任	利息の支払 (注1)	6	-	-
			資金の借入	資金の借入 (注1)	200 1,700	1年内返済予定の 長期借入金 関係会社長期借入金	200 1,700
			配当金の受取	受取配当金 (注2)	1,222	-	-
子会社	株式会社 三光アド	所有 直接 100.00	役員の兼任	利息の支払 (注1)	2	-	-
			資金の借入	資金の借入 (注1)	500	関係会社長期借入金	500
			配当金の受取	受取配当金 (注2)	186	-	-
子会社	株式会社 ブレイン・ラボ	所有 直接 100.00	役員の兼任 配当金の受取	受取配当金 (注2)	235	-	-
子会社	株式会社 アイアンドシ ー・クルーズ	所有 直接 100.00	役員の兼任 資金の貸付	利息の受取 (注1) 資金の貸付 (注1)	0 210	- 関係会社長期貸付金	- 210

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 受取配当金については、グループ配当方針に基づき決定しております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員	寺田 修輔	被所有 0.044	当社取締役	新株予約権 の行使 (注)	20	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2016年11月11日開催の取締役会決議に基づき付与された第7回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に、行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	99円39銭
1株当たり当期純利益	20円46銭

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社よじげん

事業の内容 M&A、資本政策に係るアドバイザー事業

(2) 企業結合日

2019年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社よじげんを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社じげん

(5) その他取引の概要に関する事項

管理業務の効率化と連結グループ経営のマネジメント強化の観点から本合併を行うものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、合併効力発生日において吸収合併消滅会社から受け入れた資産及び負債の差額と、当社が所有する子会社株式の帳簿価額との差額200百万円を特別利益（抱合せ株式消滅差益）として計上しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 自己株式の取得

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 連結子会社の吸収合併

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、2020年7月1日を合併期日として、当社子会社である株式会社アイアンドシー・クルーズを吸収合併することを決議いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社アイアンドシー・クルーズ

事業の内容 リフォーム、エネルギーメディア事業の運営

②企業結合日

2020年7月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社アイアンドシー・クルーズを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業名称

株式会社じげん

⑤その他取引の概要に関する事項

当社グループのマッチングテクノロジーを活用した統合効果の更なる拡大と早期実現、管理コストの効率化の観点からの吸収合併

(2)実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成31年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

3. 新株予約権の発行

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役、従業員および当社子会社の取締役に対し、下記の通り第9回新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1)割当日	2020年5月29日
(2)新株予約権の総数	15,500個
(3)発行価額	総額17,050,000円(新株予約権1個当たり1,100円)
(4)当該発行による潜在株式数	1,550,000株(新株予約権1個当たり100株)
(5)資金調達の額	568,850,000円 (内訳)新株予約権発行分:17,050,000円 新株予約権行使分:551,800,000円
(6)行使価額	1株当たり356円
(7)募集又は割当方法	第三者割当の方法により、当社の取締役に4,500個、従業員に3,000個、当社子会社の取締役に8,000個の新株予約権を割当てます。

(8)新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年3月期において当社の決算短信に記載される連結損益計算書の営業利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。 (a) 営業利益が3,800百万円以上となった場合 行使可能割合：10% (b) 営業利益が5,000百万円以上となった場合 行使可能割合：50% (c) 営業利益が6,500百万円以上となった場合 行使可能割合：67% (d) 営業利益が8,200百万円以上となった場合 行使可能割合：83% (e) 営業利益が10,000百万円以上となった場合 行使可能割合：100% なお、営業利益の判定においては、当社の決算短信に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。 また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2023年3月31日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
-----------------------	---

以上

(ご参考)

社外役員独立性基準

株式会社じげん（以下、「当社」という。）は、当社の経営監視機能及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（社外取締役の候補者及び社外監査役の候補者を含む。以下、「社外役員」と総称する。）がある一定以上の独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、独立性の基準を以下のとおり定め、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことに加え、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合、当社にとって十分な独立性を有していない者と判断します。

1. 現在又は過去10年間に於いて、当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」と総称する。）の業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人であった者（以下、「業務執行者」と総称する。）

2. 現在又は過去5年間に於いて、下記のいずれかに該当する者

(1) 当社への出資比率が10%以上の大株主又はその業務執行者

(2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者

なお、主要な取引先の基準は、当社との一事業年度の取引額が、当社グループの連結総売上高又は当該取引先の総売上高の2%を超えるものをいう。

(3) 当社の主要な借入先又はその業務執行者

なお、主要な借入先の基準は、当社との借入金残高が一事業年度末において当社グループの連結総資産又は当該借入先金融機関の総資産の2%を超えるものをいう。

(4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士及び弁護士等の専門家

なお、多額の金銭その他の財産の基準は、下記いずれかに該当する場合をいう。

① 当該専門家が個人で役務を提供している場合においては、当社との過去3年の平均年間取引額が年間1,000万円を超えるとき

② 当該専門家が業務執行者として所属する法人、組合等の当社との過去3事業年度の平均年間取引額が、当該団体の総売上高の2%を超えるとき

(5) 当社から多額の寄付を受けている者又は受けている団体の業務執行者

なお、多額の基準は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える場合をいう。

(6) 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合において、当該会社の業務執行者

3. 上記1及び2に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者及び二親等以内の親族

なお、重要でない者とは、上記2に掲げる者のうち業務執行者に該当する場合において、当社に対する役務の提供に直接関わっていない使用人の立場である者をいう。

以上